第 21 回 地方分権改革有識者会議 · 第 20 回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時: 平成 27 年 6 月 30 日 (火) 17:00~18:35

場 所:地方分権改革推進室会議室(中央合同庁舎4号館6階)

出席者:

[地方分権改革有識者会議] 神野直彦座長(司会)、市川晃議員、後藤春彦議員、白石勝 也議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、平井伸治議員

〔提案募集検討専門部会〕髙橋滋部会長、勢一智子構成員、大橋洋一構成員、野口貴公 美構成員

(勢ー構成員は地方分権改革有識者会議議員との兼務)

[政府] 石破茂内閣府特命担当大臣、平将明内閣府副大臣、伊藤達也内閣府大臣補佐官、 井上源三内閣府審議官、満田營内閣府地方分権改革推進室次長、三宅俊光内閣府地方 分権改革推進室次長

主な議題

平成 27 年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について (地方からの提案状況の報告、重点事項の検討等)

(神野座長) それでは、定刻でございますので、第21回「地方分権改革有識者会議」と 第20回「提案募集検討専門部会」合同会議を開催したいと存じます。

議員及び構成員の皆様方には、大変お忙しいみぎり、また、まだ梅雨明けず、うっと うしい時期であるにもかかわらず、御参集いただきまして本当にありがとうございます。 心より御礼を申し上げる次第でございます。

本日は、平副大臣に御臨席をいただいております。また、後ほど、石破大臣、伊藤補 佐官にもお越しいただけるという予定でございます。

有識者会議の小早川座長代理、森議員、それから、提案募集検討専門部会の伊藤構成員は、所用のため御欠席との御連絡を頂戴いたしておりますので、御報告申し上げます。 それでは、初めに、平副大臣から御挨拶を頂ければと思いますので、よろしくお願いします。

(平副大臣) 御紹介いただきました、内閣府副大臣の平将明です。皆様におかれまして は、日頃より地方分権改革の推進に御尽力いただきまして感謝申し上げます。

私が副大臣になってから、これから2周目に入ります。平成27年の提案募集について 御議論を開始していただくことになります。 今後10月上旬までに有識者会議・部会でも充実した御審議をいただきまして、内閣府としても、国・地方間の調整等を鋭意進めていきたいと思います。

私は、国家戦略特区も担当しておりまして、この地方分権とあわせて規制省庁との交 渉が非常に多くて、大分ノウハウもたまってきましたので、しっかりと皆さんと一緒に 1つでも多くの提案を実現してまいりたいと思います。

それでは、本日もよろしくお願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に、新たに御就任されました議員の方々、構成員の方々 を御紹介させていただきたいと思います。

皆様も御案内のとおり、柏木斉議員が本会議の議員を退任されました。新たに、市川 晃住友林業株式会社代表取締役社長、市川晃議員は、経済同友会地方分権委員会の委員 長でもいらっしゃいますが、本会議の議員に就任されました。

さらに、磯部哲構成員及び山本隆司構成員が提案募集検討専門部会の構成員を退任されまして、新たに、大橋洋一学習院大学法科大学院教授、それに野口貴公美中央大学法 学部教授が部会の構成員に就任されましたので、御紹介させていただきたいと存じます。

初めに、新たに就任されました議員及び構成員の方々から御挨拶いただければと思います。

初めに、市川議員、よろしくお願いいたします。

(市川議員) ただいま御紹介いただきました、住友林業の市川でございます。

この4月から経済同友会の地方分権委員会の委員長を、柏木前議員の後に引き受けて 務めております。昨年までは、まち・ひと・しごと創生プロジェクトの委員長として、 年末に第1回の提言を出しました。

この地方分権改革というのは、本当に地方創生をドライブする上でも非常に重要だと 認識しております。非常に身の引き締まる思いですけれども、皆さんとともに、しっか りと議論をさせていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

(神野座長) ありがとうございました。どうぞ、よろしくお願いいたします。

次いで、大橋構成員から御挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(大橋構成員) 学習院大学の大橋でございます。専門は、行政法をやっております。

資料を拝見いたしまして、具体的な問題からスタートして、そこに市民の方の利益と か必要性を確認して制度改正につなげていくと、こういうやり方は、非常に地に足がつ いた議論で、地方分権の議論の仕方として1つの在り方かなと拝見しております。

また、提案の過程で、提案される自治体自身もお考えになり、また、それを受ける国 自体も第一線の経験知を学ぶ機会になっているという点で、相互学習の過程としても非 常に興味深いものと考えております。 微力ですけれども、精一杯やらせていただきますので、よろしくお願いします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、最後に、野口構成員から御挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしくお 願いいたします。

(野口構成員) 中央大学法学部の野口と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。 行政法を専攻しております。この度は、提案募集検討専門部会という大変重要な議論 の場に参加をお許しいただきましたことを心から感謝申し上げております。

微力ではございますが、一生懸命力を尽くして、早く部会の議論に追い付いていけるように努力をしてまいりたいと思っております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきたいと思いますが、お手元に議事次第があるかと 思います。本日の議題は、1つ準備をさせていただいております。

「平成27年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について」という議題で御審議賜れればと思っております。

それでは、事務局の方から御説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いいた します。

(三宅次長) 事務局次長、三宅でございます。資料の1~8に沿いまして概略を御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料1を御覧いただきたいと思います。

これが、27年の地方からの提案募集に係るスケジュールということでございます。

大きく左側が27年のスケジュール、右側が参考までに26年のスケジュールを書いてございます。

27年の右側のグリーンの所がありますけれども、3月19日、前回のこの会議の場で、 26年の総括と27年の方針について御議論いただきました。

その後、直ちに、左側にピンクの所がありますけれども、事前相談と募集受付が開始 されております。前年より前倒しをいたしまして、期間も拡大したということでござい ます。

こちら、6月10日をもって締切りをいたしまして、その後、精査をさせていただきまして、今日のこの会議を迎えておるということでございます。

この会議を経まして、左側、速やかに各省の方に検討要請を行いたいというように考えているところでございます。

その後、提案団体からのヒアリングを、水色の所がありますけれども、行ってまいりたいと考えてございます。

次のページ、左側にピンクの所がございますけれども、今度、各省からの一次回答が まいりますので、そちらを提案団体あるいは地方六団体へ意見照会するという作業を行 います。

右側ですが、今度は部会をお開きいただきまして、関係府省からの集中ヒアリング、これは8月の上旬、一次回答を基に行うという暑い夏が巡ってくるわけでございます。 それから、下旬には地方三団体からのヒアリングを行っていただきまして、9月上旬からは、関係府省への再検討要請というものを行うということでございます。

それで、副大臣からありましたように、10月上旬の2回目の関係府省からの集中ヒアリング、こういったものを経まして、国・地方間での調整を行って、年末の方針の決定に向かって作業を進めたいと考えておるところでございます。

これが、スケジュールのあらましでございます。

資料2を御覧いただきますと、こちらが27年の地方からの提案の状況、検討区分別の 状況でございます。

27年の提案の総数は334件でございました。提案団体の数は書いてありませんけれども、 87団体から頂いております。

前回26年は、935件の提案を頂いておりまして、数はかなり違うわけでありますけれども、26年の取組の結果、長年の懸案を含め、500近くが実現・対応したということがございます。また、事前の相談を今回は積極的に行っていただきまして、内容の精査が行われたということから、このような数字になっているのではないかと思っているところでございます。

それでは、334件の内訳、下の表にございますけれども、内閣府と関係府省との間で調整を行う案件241件が大別されます。

その下、関係府省における予算編成過程での検討を求める案件が34件、その他として59件、合計が334件でございます。

それぞれ詳細につきましては、別途資料で御説明申し上げますけれども、そのうち重 点事項というものにつきましては52件、考え方は後ほど御説明申し上げたいと思います。

表の下に※印と矢印がありますが、専門部会で、26年の取組の中で本年の検討事項としていた11事項も加えて重点事項としようと考えているところでございます。

※※とありますけれども、事前相談の段階で対象外と判明した事項につきましても、 できる限り関係部局に対応を依頼しているといったこともやっておりますので、その状 況についても御説明申し上げたいと存じます。

こうした表の個別の状況について、御説明申し上げたいと存じます。

それでは、まず、重点事項の関係でございますけれども、資料3を御覧いただきますと、重点事項に関するメルクマールというものを設けまして、提案の中から選び出しているところでございます。

大きく4つございまして、1番が地方創生に資するもの、これは、今年、まさに地方 創生元年であるということでありまして、これをまず1番に掲げております。

2番目に、これまでの地方分権改革の取組を加速・強化するものという位置付けのあ

るものを掲げております。

例えば、関連・類似事務の状況から、移譲などの見直しが必要なものでありますとか、 これまでの勧告で存続のメルクマールに該当しないものがあるのではないか、そういっ たものの見直し。これまで進めてきた指定都市などへの移譲の更なる推進をしていこう といったような類型を考えております。

3番目が、住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むものという観点を入れてございます。

4番目が、昨年度の専門部会で重点事項として審議した事項のうち、昨年の対応方針で27年度の検討事項とされているもの、及び本年の提案で内容が充実され、議論を深める必要があるものといったような類型を設けて、この4つにつきまして抽出したということでございます。

その内容でありますけれども、資料 4 を御覧いただきますと、そのメルクマールごと に事案を掲げてございます。

まず、1番目が1ページ目、地方創生に資するものの中で、特に、まち・ひと・しごとのひとの流れの方でございます。地方へのひとの流れの創出ということで掲げているものがございます。

1番目が、たくさんの市、県から頂いておりますけれども、旅館業に関する規制緩和 でございます。

その右側、提案の概要の欄がありますけれども、移住希望者が空き家への体験滞在、 言わばお試し移住でありますけれども、それをする場合に、旅館業法の適用除外として ほしい。

その下、2番目が、都市農村交流を目的とした農家宿泊体験などにつきましても、適用除外としてほしい。

3番目が、これは、現在、農林漁業者が体験民宿業を行う場合特例が適用されておりますけれども、それを農林漁業者以外についても認めてほしいといったような具体的な提案が来ております。

この特例と申しますのは、客室の面積要件、延べ33平米以上というものがありますけれども、農林漁業者が行う場合につきましては、それ未満でもいいという特例がございます。これを農林漁業者以外についても認めてほしいといったようなことでございます。こうしたことによりまして、地方へのひとの流れをつくりたいというような背景ということで思っております。

2番目が、福井市からですけれども、サービス付き高齢者向け住宅に係る計画策定権 限等の市町村への移譲というものでございます。

このサービス付き高齢者向け住宅でございますけれども、必須のサービスとしまして、 安否確認あるいは生活相談といったようなものを提供する住宅でございます。それにプ ラスして、食事の提供とか清掃とか、いろんなものが任意で行える所でございます。 こうしたサービス付きの住宅の供給の安定確保計画、これは県が作成するわけでありますけれども、それを希望する市町村に移譲して、その移譲を受けて、計画を定めた市町村に対しまして、そうした住宅の登録・監督の事務についても移譲してほしいというものでございます。

この計画を作ることによりまして、登録関係の基準の特例も作れることになりますので、市町村の判断で、この高齢者向け住宅の供給管理が可能となると。ひいては、移住の受け皿になるのではないかといったようなことで提案があったものと思っております。

続きまして、2枚目でありますけれども、茨城、和歌山、鳥取等々様々な県からいただいている介護保険制度における住所地特例の適用拡大でございます。

これも、日本版CCRC構想を積極的に進めるという観点がございまして、概要にありますけれども、介護保険施設に入所するために他市町村から転居してきた高齢者、これにつきましては、転居前の市町村が保険給付を行うということで、費用負担は元の市町村が行う特例がございます。これを拡大してほしいというものでございまして、入所前の転居でも認めてほしいといったようなもの、あるいは対象となる施設を拡大してほしい、先ほどのサービス付き高齢者向け住宅の必須サービスだけを行うようなものにつきましても拡大してほしいと、そういった提案が来ておりまして、こういったことを通じまして、日本版CCRC構想を積極的に進めるといったような効果が出るのではないかと思っております。

4番目が、公立大学法人の規制緩和でございまして、アは、附属学校が今、設置できません。こちらをできるようにしてほしい、中学、高校あるいは幼稚園といったようなものがございます。

2番目が、金融機関などから長期借入をできるようにしてほしい。これは、国立大学 法人は可能になっておりますけれども、こちらは駄目といった状況でございますので、 こうしたものを通じまして、大学の自主性の高い経営ができるといったようなことで地 方創生に資するといったものでございます。

3 枚目、次が子育て支援の関係でございまして、指定都市市長会から幼保連携型認定 こども園以外の認定こども園の認定権限を移譲してほしいというものでございます。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園、これは、幼稚園型でありますとか、保育所型でありますけれども、こうした権限は今、県にありまして、こちらを移譲してほしいというものでございます。

これによりまして、指定都市が保育所を含めた子どもに関する施策を総合的にやるということを進めたいというものでございます。

真ん中、これは、日本創生のための将来世代応援知事同盟、鳥取の平井知事も加盟されておりますけれども、こうした同盟からも御提言いただいている病児保育事業の看護師等配置要件の緩和というものでございます。国庫補助上の基準がございまして、看護

師さんなどは、病児10人について1人、保育士さんであれば、3人について1人といったような基準がございます。

こうしたものにつきまして、児童の少ない中山間地域におきまして、常時配置の義務 を緩和し、病院内であれば、すぐ行けるから常時いなくてもいいではないかといったような提案でありますとか、利用児童がいる日に限って従事するといったような場合でも いいではないかといったような提案が来ております。

これによりまして、安定的なサービス提供といったようなことを狙うものでございます。

その下が、同じく保育士の関係でありますけれども、朝・夕の時間帯における保育士 配置の定数緩和でございます。

これは、26年に提案がございまして、一定の対応がとられました。とられました対応が、概要の2行目からありますけれども、保育所の児童が少数である時間帯につきましては、保育士1人に限って、保育士以外の者を配置することが特例で認められました。

これは、27年度の間ということでございまして、かつ、少数というのは、どのぐらいのものだろうかといったものが、その提案団体は限定的に感じておるということで、柔軟化・明確化を求めるものでございます。

次のページを御覧いただきますと、今度は地域経済振興の観点でございます。

全国町村会等から御提案いただきました、緑地面積率条例制定権限の町村への移譲ということで、工場立地法というのがございまして、大規模な工場が立地する場合の緑地面積を定める基準、これも現在、県と市まで移譲されておりますけれども、これを町村の方に移譲してほしいということで、※印がありますように、町村会の方で一律移譲を求める意思決定がなされておりますので、これに従って、国の方で対応してほしいというものでございます。周囲の環境と調和のとれる範囲で企業の誘致を求めていくということでございます。

その下、松山市から来ております、中心市街地活性化法における大規模小売店舗の立 地に係る特例区域指定権限等の中核市への移譲というものでございます。

中心市街地におきまして、特例区域に指定することによって、大規模店舗が立地する場合の届出等々の規制を不要にする、あるいは簡略化できるといったような効果が生まれます。この特例区域の指定の権限は、現在、県、政令市だけですけれども、中核市に移譲してほしいというものでございます。これによりまして、都市のコンパクト化を実現していきたいといったようなことを狙ったものでございます。

5ページ目、奈良県、富山県から医薬品製造販売の地方承認権限の範囲拡大。昨年、富山から風邪薬等の移譲の要望があり、実現しておりますけれども、今般、漢方製剤等につきましての権限移譲ということで、これによって新製品の早期販売を可能としたいということで、地域経済の活性化に資するといったようなものでございます。

真ん中、長野県から農業振興地域に係る見直しでございまして、山林・原野化した農

地、これを農用地区域から除外する場合、軽微な変更として認めてほしいということで、 手続を簡略化するということでございます。公告・縦覧、知事の同意というのが必要で ありますけれども、これを簡略化することによりまして、農用地区域の正確な把握と農 地集積の取組の的確な実施を図りたいというものでございます。

一番下が岐阜県から、都市公園における運動施設の敷地面積の条例委任。提案の概要の2行目にありますとおり、都市公園に占める運動施設の割合は50%を超えてはいけないということがございまして、これを参酌基準とするということで、条例の方で幅をもって決めるようにしてほしいということでございます。

岐阜県のある公園では、49.967%とぎりぎりのところまで施設整備しておりますけれども、改修でありますとか、充実を図るためには、若干超えた割合が必要だということで、こうしたことによりまして、運動施設の設置によって地域活性化に資するということでございます。

地方創生の最後の観点でありますけれども「(4)人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化」でございます。6ページを御覧いただきたいと思います。

埼玉県から、公営住宅建替事業における現地建替要件の緩和でございます。これは、 法定建替事業という居住者に対する明渡請求権が認められる事業がございます。これに おいて必要とされている現地建替要件、今ある建物を建て替えて、その場に建て替える という要件の緩和をして、現地以外でも明渡請求権が認められる事業としてほしいとい うことでございまして、小さな団地を集めるといったような場合につきまして、こうい ったものが適用できると円滑に進むということでございまして、コンパクトシティへの 対応に資するというものでございます。

その下、宇都宮市からは、小規模な給水区域、水道事業でありますけれども、その事業の変更届の簡素化でございまして、本来、変更認可が要るのですけれども、変更届で済む場合につきまして、「給水人口及び給水量の算出根拠」の資料が必要で、この添付の省略をお願いしたいということです。時間と費用を省略できまして、近隣の水道事業者からの円滑な給水を促せるということでございます。

次の7ページが、大きな2番目のメルクマール、これまでの地方分権改革の取組を加速・強化するものでございます。

1番目は、関西広域連合等々から来ております、県が作る土地利用基本計画、これは、 土地利用の基本方向でありますとか、都市区域、農業区域等々色分けしたものでありま すけれども、それの国への事前協議の廃止でございます。

これまで、国の同意協議があったものが協議だけで済んでおりますけれども、これを 更に進めて報告・意見聴取に変更していただきたいというものでございます。

2番目が、九州地方知事会から来ております、地方社会福祉審議会の見直しでございまして、精神障害者福祉に関する事項が審議できない状況がございまして、こちらも一体的に審議できるようにしてほしいというものでございます。

かつて、精神障害者福祉審議会の必置規制が廃止されておりまして、任意になっておりますけれども、この社会福祉審議会の方で審議できない状況があるというものでございます。

3番目が、指定都市市長会等から来ておりますけれども、診療所に係る病床設置許可 の指定都市への移譲でございます。

真ん中の※印にありますように、第4次一括法で病院の開設許可は指定都市に移譲済 みであるといったようなこと、それから、診療所の開設届はもう指定都市に下りている ということでございまして、こちらの診療所に係る病床設置の方も一体的にやりたいと いうものでございます。

一番下が、ケアマネジャーと言われる介護支援専門員業務に係る監督事務の指定都市・中核市への移譲でございます。

ケアマネジャーが勤めている事業者の監督は今、中核市・指定都市で行っておりますけれども、ケアマネジャーそのものは県が監督しているということでございまして、その辺を一体的にやりたいというものでございます。

8ページ目、訪問看護ステーションの開業要件の緩和でございます。常勤換算で2.5 人の配置が要るというものにつきまして、過疎地域などにおきまして、開業が促進されるように緩和してほしいというものでございます。

2番目が、埼玉県から、保健所長の資格要件。これも古くて長い課題でありますけれども、原則、医師とされているところ、平成16年から特例が導入されましたが、最大4年である特例期間を10年まで延ばしてほしいと。医師以外の者というものは、公衆衛生実務5年以上でありますとか、所長としての養成訓練を受講したとか、別途医師を配置するとか、いろんなことがありますけれども、こうしたものの延長をしてほしいということで兼務を解消していきたいというものでございます。

次が、水質汚濁物質の総量削減計画に係る国の協議・同意の一部廃止でございます。 削減目標量の変更がない場合には、同意協議を不要としてほしいというものでござい ます。

一番下が東京都からでございまして、災害時の臨港道路における放置車両対策の充実・強化というものでございまして、26年に災害対策基本法が改正されまして、道路法における同様の権限は道路管理者に付与されましたけれども、臨港道路につきましては、港湾管理者に付与されていないということで、こちらも同様にしてほしいというものでございます。

9ページ目が3番目の観点でございまして、住民サービスの向上や適切な実施に直結 するもので、部会での法的な視点からの事項でございます。

1 番目が、施設入所児童等に係る予防接種の保護者同意の要件緩和でございます。

こちらは、法定予防接種、保護者同意要件がありますけれども、連絡がとれない場合 につきまして、施設長の同意により可能としてほしいということで、これによりまして、 感染症の発生予防、蔓延防止等を図りたいというものでございます。

2番目の漁業関連でございますけれども、事務の簡素化でございまして、例えば、イでございますけれども、県内で完結する河川の漁業調整規則につきましては、大臣認可を廃止あるいは届出としてほしいといったようなことでございます。

一番下、生活保護事務に関する規制緩和でございまして、生活上不可欠な電気・ガス・水道、ライフラインの料金、これを被保護者に代わって納付できるようにしてほしいと、これによって保護の適切な実施を図ることができるようにしてほしいというものでございます。現在、家賃と共益費につきましては、同様の取扱いがなされているということでございます。

次の10ページ目、公営住宅の一部入居者につきまして、収入申告の義務の緩和でございます。毎年の収入申告を怠りますと、近傍同種の住宅の家賃に引き上げられてしまうという規定がございまして、一定の者、生活保護受給者でありますとか、一定の認知症患者に限りまして、地方公共団体の方で収入認定、代理申告できるようにしてほしいということでございます。

富山県から来ております、高圧ガス保安法の手続関係でございます。例えば、アでありますけれども、保安法の製造所と貯蔵所、いずれにも該当する施設につきましては、両方の規制がかかるということで、それを片方にしてほしいといったような合理化の話でございます。

次の計量法につきましても、県が実施する計量器の定期検査、はかりなどでありますけれども、2年に1回ということは、昭和26年からずっと続けているということで、合理化できないかということでございます。

最後11ページ、これがメルクマールの4番目でございまして、今年度の案件としましては、豊田市、松山市から来ています、公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準の条例化でございます。

こちらの公営住宅明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準、これは月収31万3,000円と聞いておりますけれども、こちらを条例で定めるようにしてほしいということでございまして、地域の実情、住宅の供給状況、あるいは入っている方々の状況、いろいろなものがございますので、そういった状況に対応できるようにしてほしいというものでございます。

最後のページ、これは、26年度のフォローアップ案件でございまして、今年度検討とされている事項11ございますけれども、こちらについても同様に重点事項として部会の方で取り扱っていただきたいと考えておるところでございます。

以上、重点事項についての概略でございました。

それから、駆け足で恐縮でございますけれども、資料5を御覧いただきますと、こちらは先ほどの類型で2つ目にありました、予算編成過程で検討を求める提案でございまして、その例でございます。

例えば、1番目にあります下水道長寿命化支援制度の交付対象の拡充、これは、交付対象が主要な管渠等に限られていると、これを地域特性に応じて主要な管渠の範囲を拡大できるようにしてほしいといったような問題がありまして、こちらは、まさに予算編成過程で御議論いただくことが適当ではないかなと考えているところでございます。

こうした事案につきましては、別途、各省の方で予算編成過程で御議論いただくこと を考えておるところでございます。

資料6を御覧いただきますと、こちらは、提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案でございまして、こちらは、後ほど、髙橋部会長から今後の留意点などを御指摘いただけると伺っておりますので、私の方からは割愛させていただきたいと思います。

資料7を御覧いただきますと、これは、対象外である提案というものがございました。 例えば、一番上の所、医学部新設等の医師養成に関する規制緩和でございまして、各大 学が地域の実情に応じて医師養成数を増やせるようにしてほしいという提案がござい ました。

こちらの設置認可は、国の権限でありまして、地方に対する規制緩和に該当しないということで、国の直接執行事業の運用改善であるということで、対象外とさせていただいたということでございます。

最後に、資料8でございますけれども、これは、事前相談を受けましたが、対象外と 判明をいたしまして、関係部局に対応を依頼したというものでございます。

例えば、ご当地ナンバーの導入に必要な自動車登録台数の緩和でございます。10万台という条件を緩和してほしいということでございまして、これは、国の執行する事業の 運用改善でございますので、規制改革会議の事務局の方に対応を依頼しているというこ とでございます。

2番目が、外国人技能実習制度の関係の規制緩和でございまして、こちらも民間事業者に対する規制緩和だということで、同様に規制改革会議に依頼しているところでございます。

以上、今年度の提案の概要でございます。

あと、参考資料の方には提案の全体の資料もございますので、また、後ほど御覧いた だければと存じます。

以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

三宅次長の方からは、まず、平成27年の地方からの提案募集に係るスケジュールを御 説明していただき、また、地方からの提案状況について御説明いただきました。

その上で、予算編成過程での検討を求める提案とか、対象外の提案等々も併せて御説明いただきながら、重点事項、つまり、専門部会で検討する事項について御説明をいただいたところでございます。

この御説明について御審議を頂戴する前に、ハローワーク特区等についての成果と課題の検証について、平井議員から御説明を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(平井議員) ありがとうございます。

先般は、平副大臣におかれましては、鳥取県境港の御視察をいただきましてありがと うございました。

また、神野座長におかれましても、地方分権につきまして、本県の職員に御講義いただき、ありがとうございました。

今、資料9ということでございますが、また、後ほど意見は出させてもらうということですかね。それでは、資料9の方について趣旨を御説明申し上げたいと思います。

ハローワークにつきましては、例えば、一体的実施と言われるもの、つまり、国と県が一緒になってハローワークないし雇用に関する機関を運用するということでありまして、例えば、若者仕事ぷらざとか、女性のためのハローワークスペースだとか、そういうことがいろいろとあるわけでございます。

さらに、ハローワーク特区を作っていただきまして、こちらの方も動き始めています。 一体的運用は、大体4年ぐらいやっていますし、それから、ハローワーク特区も佐賀県 と埼玉県で、今、3年近く進んできております。大分実績も出てまいりました。

また、この度は、求人データを地方の方に渡すということでございまして、そういう 意味で、新しいオンライン提供とか、そうしたことも始まっております。

それらの状況について、この資料の6ページ以降に一体的実施の成果から始まりまして、そういうハローワーク特区のことなどがございます。

また、詳細は、大部になりますので御覧いただければ結構かと思いますけれども、例えば、一体的実施であれば、都道府県の方で持っております企業誘致などの機能だとか、それから、生活相談機能だとか、例えば、住宅のあっせんだとか、そうしたことも含めて一体となって行うことができまして、大変評判は良いわけであります。

また、ハローワーク特区につきましても、これは、県知事の方に、国の方の権限を一 部渡すわけで、指示権というのを与えるわけであります。

この指示権は、めったやたらに発動するものではないわけではございますけれども、 これが県の方に与えられたということと相まって、こういう一体的運用が強力に進めら れているという実情があります。

例えば、国の職員の方で、そういう就業相談だとか、そういうカウンセリング機能などもやっていただくようにしたり、また、両方の有機的な連携を図るということも行われたりしております。

さらに、データベースの提供がございまして、これによって、地方の方でもある程度、 そうしたハローワーク情報を使うことができるようになったわけでございまして、徐々 に改善されていることは事実でありますが、そもそも、ハローワークを都道府県の方に いっそ移譲してしまうべきではないかと、こういう議論がありまして、その中から、こ ういうとりあえずの運用が始まっているわけであります。

全国知事会としても、このように検証ペーパーを作りまして、できれば、これは雇用の部会の方などで御議論をいただき、この分権改革の議論の中からリーダーシップをとっていただきまして、ハローワークの移譲につきまして、是非とも道筋をつけていただきたい。これが、都道府県の総意でございますので、是非、お含み置きをいただければと思います。

利用者にとりましては、県だとか、国だとかいうことでなくて、その場所に行けば、相談ができるようになったということで、評判はいいわけでありますが、ただ、結局、2回同じ話をしなければいけないと。一体的運用の施設となっていても、国の方の機関で、個別の職業あっせんの相談はするけれども、片方で、県の方で、例えば生活相談だとか、あるいはカウンセリングを行う。例えば、若い人でフリーターのような人がいます。どういうふうにしたら立ち直って就業できるかということで、いろんな訓練が必要であったりいたします。

そうしたこと、それぞれの窓口に行って、同じ話を繰り返さなければいけないという 不合理があるわけであります。

ですから、こうしたやり方、当座の便法的な試験運用には、やはり限界があると言わざるを得ないところがあります。

データベースの共有化もしていただきました。ただ、現実に、我々の感覚からして、 ハローワークで職業あっせんをする情報の半分ぐらいしか、県の方に提供されていない わけでございまして、そういうところからしますと、結局は、そこのところの利用がで きないということになります。

ですから、今、三宅次長の方でお話がございましたけれども、そうしたことと併せて、 この積み残された課題、ハローワークについても今年度是非、御審議を賜りたいと思い ます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、御審議いただく前に、先ほど、三宅次長の方からもお触れいただいておりますけれども、今回の地方からの提案に関して、髙橋専門部会長の方から御発言を頂戴できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

(髙橋部会長) それでは、私の方から地方からの提案を拝読した所感といたしまして、 資料6というものに即しまして、3点コメントを申し上げたいと思います。資料6を御 覧ください。

まず、第1点は、平成26年度の農地転用許可権限の移譲から学ぶべきことということ についてでございます。

皆様、御存じでございますが、農地転用許可権限の移譲というのは、地方団体の長年の懸案でございまして、大きな評価を頂いたと考えております。

この移譲が実現した背景と理由を、まず、27年度の提案の検討に先立って、今一度確認しておくという必要があると思います。

以下、3点、この意義を確認したいと思います。

まずは、明確に誰でも分かりやすい支障という形で提案が示されたということだと思います。

次に、地方側がプロジェクトチーム等において十分に調査・審議をしていただいて、 国に対する具体的な対案をまとめていただき、国とかみ合った議論になったということ だと思います。

さらには、地方六団体が一致結束して提案に当たられたというところだと思います。

こうした点は、是非、地方側で共有していただきまして、平成27年度及びそれ以降の 提案、その検討におきまして、十分に活かしていただきたい、というのが所感でござい ます。

そのような見地からいたしまして、第2番目に、資料6に記載されている、提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案について、今後の検討ということで、留意点を申し上げたいと思います。

このように、具体的な支障が示された場合に、調整の対象にするとされた事例という のは、大きくは、次の3類型にまとめることができると思います。

まず、第1にございますように、支障事例が具体的になっていないということでございます。

第2は、ページをめくっていただければと思いますが、要するに、多くの団体が問題 意識を持っている案件ではございますが、制度改正につなげるには、地方としての対案 をまとめることが必要な案件だと捉えられるものでございます。

さらに、3ページでございますが、都道府県と市町村で意見の相違があるものという ものでございます。

実は、ここに記載された案件は全て、昨年度も議論が行われたものでございまして、 これを踏まえて、これから御紹介したいと思います。

最初のページに戻っていただきまして、まず、支障事例が具体的になっていないというものとして、番号1にございますが、一般乗合旅客自動車運送事業に係る許認可権限の移譲、それから、ほか1件が挙がっております。

このうち、番号1の事例でございますが、そこにございますように、昨年改正されました地域公共交通活性化法、一番右の段にございますが、この法律に基づきまして、地方公共団体が地域公共交通の再編実施計画を作成した場合、これは国土交通大臣の認定を受けるわけでございますが、このような場合には、許認可権限の特例が既に法令上認められております。

そこで、本年1月に決定されました対応方針というものがございますが、ここにおいては、同計画を作成する地方公共団体を支援すると記載されておりまして、まずは、こ

のスキームを活用した上で、なお、課題がある場合については、それを提示していただきまして議論する必要があるというふうに考えております。

それから、ページをめくっていただきまして、第2番目の、多くの団体が問題意識を持っている案件ではあるものの、制度改正につなげるには、地方としての対案をまとめる必要があるものというものでございます。都道府県との関係におきましては、番号3の、基準病床数の算定方法の見直しが挙がっておりますし、市町村との関係におきましては、番号4の、いわゆる国民健康保険の過誤調整方法の見直しが挙がっております。

そのうちの番号3の基準病床数の算定方法の見直しにつきましては、まず、地方の側は、病床数の過不足の見込みに応じて、都道府県が独自に病床数というのを加減できるようにしてほしいという御提案でございました。

これに対しまして、厚生労働省は、病床過剰地域での更なる増床を防ぐことが必要である、さらには、新たな病床の供給を病床が過剰となっていない地域に誘導する必要があると、主張しました。このような形で、病床の地域的な偏在の拡大を防止し、全国的に一定水準以上の医療を確保することが求められている。こういう御主張をされたわけです。

よって、全国一律の基準が必要だというお立場でございました。

そこで、対応方針におきましては、都道府県における地域医療構想の策定、運用状況を共有しつつ検討を進めるという形になっております。したがいまして、この段階で、今後、制度改正につなげるためには、基準病床数の算定方法の見直しにとどまらない形で、地域医療構想に基づく地域ごとの医療の需要や、医療提供体制の在り方全体を見据えた上で、全国的な観点に立って、地方としての対案をまとめるということが必要であると考えています。農地のような形での、大きな形での御提案をいただくということが必要だと考えております。

番号4の国民健康保険の過誤調整の見直しにつきましては、対応方針におきましては、保険者の事務負担の更なる軽減につながる方策を検討し、必要な措置を講ずるとされています。

具体的に、今後の負担軽減策といたしましては、そこに書いてございますが、医療機関において、被保険者が既に失効した保険証を用いようとした場合に、窓口でそれを指摘できるようなマイナンバーを活用したオンライン資格確認システムの整備について、政府において検討が行われるという見通しになっております。したがいまして、現場の実情に精通した地方の側が、積極的に、政府の検討に対して提案や参画をしていくということが極めて重要だと考えている次第でございます。

3ページ、都道府県と市町村で意見の相違があるというものにつきましては、番号5の医療計画の策定権限の都道府県から指定都市への移譲のほか、番号6が挙がっております。

そして、番号5の件につきましては、都道府県の側は、医療計画が地域を超えた広域

的な計画であるため、県が策定すべきであるとして反対の立場をとっておられます。これに対して、指定都市の側は、現場に近い基礎自治体の方が、地域ごとの人口の増減等を踏まえて、地域の実情に合った計画が策定可能であるという立場をとられております。

したがいまして、本件につきましては、都道府県と指定都市の側で、意見が相違しているため、提案の実現には至っておりません。

このような提案につきましては、まず、都道府県と市町村との間での御調整をお願い した上で、具体的な対案を検討していく必要があるのではないかと考えています。

特に、都道府県と指定都市の間の意見の相違につきましては、各地で、既にそれぞれの都道府県や指定都市との間での協議はされているというふうに考えますが、議題を絞って議論していただきまして、全国的に地方としての意見を集約していただく必要があると考えております。

以上、これらの提案につきましては、具体的な支障の整理というようなものや、対案 の具体化などが図られた段階におきまして、我々の方として、関係府省との調整を行う ということにさせていただきました。

もちろん、検討・調整の過程におきましては、随時、地方からの相談に対応いたしま して、知恵を出していくものと考えております。

したがいまして、まずは、このような案件につきましては、事務局に御連絡いただく というふうにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後でございますが、第3点として、共同提案についてのお願いをしたいと思います。 資料はございませんが、昨年の検討の過程におきましては、制度改正の要否を判断す る前提といたしまして、個別の地方からの提案が全国的なニーズを有するかどうかとい うことが議論になった提案が多々ございました。

そのため、本年の募集に当たりましては、複数団体による共同提案というものをお願いいたしまして、その結果、共同提案数の割合は、昨年の割合の約4分の1から、本年は約2分の1に増加していると統計では出ております。

このような趣旨に鑑みれば、今回、頂きました提案に対して賛同される地方公共団体は、是非これからでも間に合いますので、積極的に共同提案団体として名前を連ねるということを検討していただきたい、事務局からもそのようにお願いしていただきたいと考えております。

このように、多数の地方公共団体から、具体的な支障事例を提案していただくことによりまして、提案の充実が図れると考えておりますので、是非、この点も併せてよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

髙橋部会長からは、丁寧に御説明いただきまして、初めに昨年の見直しの大きな成果 だった農地転用に関わって、そこから学ぶべきものを3点御指摘いただいた上でもって、 支障事例等が具体的に示された場合の調整等々の留意点を御説明していただいた上で、 最後に3点目として、共同提案についての御説明と、それから、自治体への要望等々を お話しいただいたところでございます。

それでは、事務局、さらに平井議員、そして、髙橋部会長から御説明いただきました 点を御勘案の上、平成27年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について御議論 を頂戴できればと思っておりますので、よろしくお願いします。

いかがでございましょうか。平井議員、まず、口火を切っていただいて構いませんが。 意見は後でとおっしゃっていましたので。

(平井議員) すみません、座長の御指名をいただきまして、誠に恐縮でございます。

髙橋専門部会長からも、今もいろいろと問題提起がございまして、今日は多分、キックオフだという意味だなと思いました。これから、柔軟に審議項目も地方の意見を聞いて、また、実情も見ながらということだと思います。

地方の方もいろいろと知恵を出しながら頑張っており、いよいよ地方創生の元年と言われる年になってまいりました。

鳥取県も、今、いろいろ物議を醸しておりまして、スタバだ砂場だと言って、世の中で話題になったところでございますが、びっくりしましたのは、今日、飛行機に乗って全日空でこちらに参りましたら、機内アナウンスが厳かに流れるわけであります。鳥取県は砂場もスタバもある豊かな県でございます。東京には砂場というそば屋があります。是非、そちらの方もお訪ねくださいというふうに全日空が言ったのです。びっくりいたしまして、私どもがスタバに乗っかって宣伝をしたのですが、ついに東京も乗っかってやってきたかというふうに思ったわけでございますが、そのように、地域の方でいろんな知恵を出して、これから動きやすいフィールドを作っていき、それが本当の意味の地方創生になり、日本創生になってくるだろうと思います。

そうした観点で、地方創生の具体的な地方分散だとか、地域経済づくりと併せて、権限の課題、それから、仕事ができる環境の課題、これについて、本会議の方で是非とも前に進めていただければありがたいなと思うわけでございます。

今日、資料2の方でお配りいただきまして、これからのとりあえずの数字が示された わけでございます。

そして、先ほど、具体的な支障があるということから重点項目が示されたわけでございます。三宅次長のお話を伺っていて、全部そのとおりだと思ってうなずいておりました。これで1年間の仕事が終わったのではないかと思うぐらい、既に説得力があるわけですね。やはり、現場としての声を聞きながら、こうやってまとめていけばいいものが出てくるのだろうと思います。

ただ、今日、こうやって大部な関係になって、地方からの提案の全体というのが配られておりまして、実は、ここに来るまでに結構地方団体は苦労していることも、是非御認識をいただきたいと思います。

今年は、大変事務局の方にも御配慮いただき、先生方の御指示もございまして、事前に中身のある提案になるようにということで、審査をしていただき、ここに至ったわけでございまして、ここで既に、錦織圭が昨日勝ったみたいに、とりあえず、1回戦勝ったというぐらいに燃えておるわけであります。それが、今日、こうして来て、重点事項で既にハードルが高くなって、重点事項に挙がらないといけないよというぐらいになってしまうと、今までの努力が無になってしまうことになります。

ちなみに、去年、重点事項は231項目ございました。今年の案件は、各省庁の間の調整が241件でございまして、重点事項52件と、多分、役所的には大分、同じような割合で絞り込むということで4分の1ぐらいに絞るということかなと思えなくもないのですけれども、もう少し、ここはまた今後の展開で柔軟にやっていただき、いずれ重点事項として、あるいはそれに準ずるものとして協議に上げていただきたいと思います。

平副大臣も冒頭おっしゃいましたように、各省庁との折衝のノウハウも極端に上がってきているわけでございまして、今や錦織圭か平副大臣かというぐらいのパワーでございますが、是非エア・ケイでどんどん決めていただきまして、各省庁から権限を地方の方へ下ろしていただけるように御尽力をいただけばと思うところでございます。

そういう意味でまいりますと、具体的な支障がどうかと髙橋部会長のお話がございました。それについて、例えば、今、1つ例に挙がったことで言えば、病床の数は大変な問題でありまして、実は、これから多分、社会保障の改革の議論も巡ってくるわけでありますし、地方創生の動きも来るわけでありまして、非常に微妙な、デリケートな課題であります。

ですから、これは是非、今、地方団体として一度調べていただいてみて、それで、も う少し練り直したらどうだろうかというような趣旨だと思いますけれども、そうしたこ とを具体的にやる必要があるのかなと思います。

例えば、国の方では、難病であれば、病床を乗せることができると、では、難病で全部含まれているかというと、今、地方の現場で困っているのは筋ジストロフィー患者がどうやって入院できる環境をつくるかです。

厚労省の方では、筋ジストロフィー患者は、そういう難病扱いをしないということになっておりまして、その辺は現場で、それは、大都市部であれば、そのぐらい融通を利かせていろいろ可能なのかもしれませんが、受け入れるに当たっては、どの病院でも簡単に受けられるものではなくて、医師のことだとか、あるいは脳波のことだとか、そういうのが病院としても備わっていなければいけない。そういうものもつくりながら、そういう収容先を探すわけですね。

そういう筋ジストロフィー患者のようなことは、今の基準では枠外になっておりまして、カウントできない。こういうことは、多分、世の中の進展に応じて柔軟に動かなければいけないと思うのですけれども、厚労省という、1つのがっちりしたシステムの中で追いかけにくいところがあるのだろうと思うのです。

ですから、現場に近い所で、都道府県の方で、これから医療の総合戦略を作るわけでありまして、そのビジョンの中で、こうしたこともある程度柔軟にやらせてもらうようなことが必要ではないかと思います。

これは、CCRCだとか、そういうことにも絡むわけでございます。この間、増田先生がおっしゃったように、首都圏ではなかなか医療や介護が難しいと、反発も招いている節がありますけれども、あれは、ややプロパガンダがきついだろうと思うのです。実際は、元気な高齢者の方も来られますし、それに伴って、若者の雇用も発生しますし、それから、交流だとか、生きがいづくりがCCRCに入っていますので、日本型の場合は、そこがあるということを強調しないと、ちょっと世論が反発をするのだろうと思うのです。ですから、そこは、これから上手にやっていけばいいと思うのですが、そういうことを片方でおっしゃって、地方の方に病床が必要だということを言いながら、ほぼ同じ日付で厚労省が試算結果を示して、地方の病床は多過ぎるとやるわけであります。

その辺が、やはり、我々としては割り切れなさを感じるわけであります。やはり、CCRC を受け入れたい所だとかは、もう少し、我々の所でベッド数を用意しておこうかとか、そういう余地がなければ、動きようがなくなってしまいまして、地方創生の課題と、それから社会保障改革で病床数を何とかしなければいけないという課題と調整をしていく、それは、現場の方にある程度お任せいただいてもいいのではないかと思います。

あるいは、空飛ぶ補助金の話などもありまして、これでいくと、33ページに創業支援 事業計画の話があるわけでありますが、こういう創業とか、第二創業については、政府 の方でも御考慮いただきまして、地方の方の声を聞きながら、その補助金執行をやろう というところまでは来たのですけれども、経産省の中でひっくり返ってしまいまして、 それで、今、どうなっているかというと、電通に委託をして、全国一律で窓口は東京だ けということになってしまっています。

これでは、要は、地方の方における創業とか第二創業、これは絶対に電通さんで分かるはずがないのです。ですから、それは、やはり地方機関の方、都道府県の方にむしろ寄せてもらうべきなのではないだろうかと。こういうのは、実は山ほどございます。その辺も、また具体的に検証していただければと思うわけであります。

また、これからの地方創生を考えたとき、先ほども御指摘のあった重点事項にあったような項目とも似ているのですが、43ページの所には、並べて地域限定旅行業というのがございます。これは、簡便な旅行の仕掛けというのをやろうと、例えば、民泊だとか、そういうのが必要だと。今、かなりの数の外国人の方が入ってきたり、教育旅行として受け入れようということなのですが、残念ながら民宿も高齢化して、どんどんと数が減っているという実情なのです。それを何とかまき直していこうと現場の方は頑張っているわけでございます。こういう地域限定旅行業についてもハードルを低くするように考えていただければ結構かなと思うのです。

この辺も具体的に支障をということでありますから、これからよくよく地方団体側で

も議論をさせていただき、追加して重点項目になるように努力をさせていただきたいと 思います。

是非、去年も農地改革が前に進んだ、それから、打率も最後に来てぐっと上がってきたということで、世間から評価をされた本会議でございますので、今年度も、そういう意味で多くの案件を手がけていただくように、皆様の御審議、よろしくお願い申し上げたいと思います。

(神野座長) ありがとうございました。

それでは、ほかにいかがでございましょうか、懇切丁寧に御説明いただきましてありがとうございました。

どうぞ。

(三宅次長) 平井議員から、重点事項の数のお話を頂きました。

去年は165件で、今年も52件ということでございまして、今回は共同提案を推奨しておりますものですから、件数的な割合としましては、個々の団体からではなくて共同提案が多いということがございます。

それから、今回、重点のメルクマールを立てて考えていきますので、そういう意味では、去年と比べまして予算絡みのものというものははじかれますし、直ちに実現可能であるようなものもはじいているという関係もございまして、その数としましては、去年と違うかなと思っております。また、部会の御議論をいただきまして、前に進めたいと思います。

(神野座長) どうぞ。

(平井議員) 三宅次長のお話もとってもごもっともですし、先ほどの御説明も非常に地方の実情も理解していただいているということで、本当に感謝を申し上げたいと思います。

ただ、メルクマールが邪魔しているのかもしれません。そうであれば、メルクマールで重点事項にあるということは、それはそれで結構でございますが、それに準じて扱うようなものも柔軟に考えていただきたい。

例えば、②の所で、これまでの地方分権改革の取組を加速・強化するもの、これまでのでございまして、これからの地方分権も是非加速・強化していただければありがたい。結局、こうやって縛りをかけてしまうと、そういうことも出てくるわけでございます。そんな意味で地方創生ということも絡んではいるのでしょうけれども、これに限らず、これはやってみる値打ちがあるなというのは、むしろ、政務折衝も含めてテーブルに上がる可能性を排除しないでいただきたいと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかにいかがでございますか。

白石議員。

(白石議員) 昨年から比べて、重点事項などの件数の話がありましたが、件数自体が増

えた、減ったというのは、まだ2年目ですので、その数自体を問題にする必要はないのではないでしょうか。市町村には、まさに大から小までありまして、政令指定都市もあれば、当然村もあるわけですから、なかなかこういう提案の仕方、あるいはどういったものを提案していいか、この辺には、かなり力の差があるのではないでしょうか。私の所も町ですから、職員に分権の話はよく言うのですけれども、ほかの町の提案を見て、これはうちも該当するので是非欲しいよとか、そのような提案もあるのではないでしょうか。

ですから、恐らく、まだ2年目ですから、3年、4年とやっていくうちに、これはやはり当然権限を移譲してもらうべきだとか、あるいは少なくとも県ぐらいに下ろしてもらえれば、県ともっと折衝がやりやすくなるのではないかとか、そういったものがこれから出てくるだろうと思います。

ですから、昨年と今年だけの比較で云々ではなくて、こういう数字の多い、少ないよりも、せっかくこういう流れができてきましたので、特に町村の場合は、なかなかどのようなことを提案していいのか、提案の仕方であるとか、内容とか、そういったものをまだまだ勉強する段階だろうと思いますので、今回、こういう資料を全町村に情報提供して、こういったものを参考にしながら、日常の仕事の中でどういったものを権限として移譲してほしいのかといったことを、もう一回徹底する必要があるのかなと思っています。

(神野座長) ありがとうございました。 では、勢一議員。

(勢一議員) 昨年度に引き続き提案募集検討部会の方にも加えていただいておりますので、今年度も丁寧に検討させていただきたいと思っています。

今、ここでの議論をお伺いいたしまして、提案の件数自体の数字の評価につきましては、確かに数は減っているのですけれども、量だけではなく質という面では、提案側でかなり精査をしていただいた上でのこの件数というのが分かりましたので、少し安堵しました。

平井議員からの丁寧な御説明もいただきましたので、今年度は、この件数について丁 寧に審議を進めていきたいと思っています。

重点事項に関するメルクマールに関しましては、今年度については、地方創生に資するものという項目が入った点が昨年度とは大きく違うところかと思っております。地方創生は、既に取り組んでいる自治体もありますけれども、これから先、地方が創意工夫をして、新たなことをやっていく分野になりますので、そういう点で見ますと、昨年度行ったような具体的かつ説得力ある実際の支障事例を示すことが必ずしも簡単ではない部分があるように思います。

今後、望ましい取組を進めていくために、未来志向の制度検討というものが、ここで は必要になってくるかと思っております。そのためには、恐らく、現状のデータから問 題状況を分析するとか、既存の類似の制度を参照するとかという形で検討に当たって少 し工夫が必要であると感じております。

その点も併せまして、今年度は共同提案が増えたというところ、非常に心強く思っています。昨年度の提案募集に関わりまして、個別の地方からの提案が実際に全国的なニーズを満たしているか否かというのは、非常に難しい議論がたくさん出てまいりました。ここを解消するという点では、複数の自治体等から共同提案をいただく方法は有効です。さらに、先ほど髙橋部会長からも御指摘がございましたけれども、提案に賛同する自治体は、今からでも加わっていただくということをお願いできれば、それも非常に心強く感じる次第でございます。

多くの自治体が加わることは、あわせて、地方創生に資する取組に向けて、いろいろお知恵を貸していただける形になると思うので、その点は、私からも重ねてお願いをさせていただきたいと思います。

以上です。

(神野座長) ありがとうございました。

ほかに、いかがでございましょうか。

後藤議員、どうぞ。

(後藤議員) 今日は、キックオフということですので、少し俯瞰的なお話をさせていただこうと思います。今日、新幹線が止まっている報道を見て、つくづく感じたことでもあるのですけれども、これまでの右肩上がりの時代というのは、まさに新幹線のシステムのように、はっきりとしたゴールに向けて線路を引いて、そこに効率よく列車を走らせる、そういうシステムを目指してきたと思うのですけれども、今、大きく社会の背景が変わってきていて、幾つもの物差しで物を見ていかなければいけない時代に来ているのではないかと、改めて思うわけです。

ですから、合理的だとか、効率の良さだとか、そういう物差し以外にも、いろんなプレイヤーが参画して、この社会で活躍していただく必要が出てきて、そういう意味では、市民ですとか、市場ですとか、そうしたものを活気づけていくような物差しからの議論も、地方分権に求められてきているのだろうと思います。その意味で、先ほど、紹介されていたような旅館業に関する規制緩和だとか、サービス付き高齢者向け住宅、こうしたようなものもやはり社会の要求を受けた形で出てくるのだろうなと改めて思っております。

たまたま昨日、面白い図を見せられたのですけれども、1年間に亡くなる方の人口ピラミッド、右に女性、左に男性で0歳から100歳まで積み上がった人口ピラミッドを見たのですけれども、現在、女性は90から100が一番飛び出ているのです。死者の人口ピラミッドがこんな形をしているとは思わなかったのですが、昭和25年の図と重ねると、かつては、子供は生まれてもすぐに亡くなるわけで、死者の人口ピラミッドは、0歳から5歳の所が一番飛び出ているのです。今日、いわゆる少子高齢化ですが、かつては幼

い子が亡くなる社会だった。今は老人が亡くなる社会なのです。このように社会が大きく変わってきている中で、中央の権限をどのような形で地方に移譲していくかというのは、繰り返しになってしまうのですけれども、いろんな物差しに基づく議論が必要になるのではないかと思っております。

今年度も有益な議論に参加できればと思います。よろしくお願いします。

(神野座長) ありがとうございます。面白い御指摘をいただきました。 どうぞ、谷口議員。

(谷口議員) 前回に引き続き、また、大変有意義で、かつ大変な作業の御尽力が必要な 提案募集検討作業ということで、前回も900を超えるものを御検討いただいて、今年は、 さらにそこに事務局の方からのメルクマールの設定ですとか、また、事前の相談・審査 ということを設けられることによって、恐らくより洗練された形で、2回目の提案募集 の検討が始まるということで、大変またすごい場に立ち会わせていただいて、勉強になっている次第です。関係者の皆様方に、多大なる感謝をしたいと思います。

私の方では、素朴な感想というか、疑問を感じました点については、前回の会議でも申し上げたのですけれども、複数の自治体による提案が推奨されるということで、どのように情報が共有化されているのかというところが促進されると、どのような案が出ているのかとか、ほかの自治体が何を考えているかがわからないと、共同化というのが難しいと思うので、何かそういうプラットフォームがあるのかなと思ったり、あるいは六団体等を通じて、全体に周知されるような状況があるのかと思うのですけれども、こういう時代なので、何か自治体同士が直接調整できたりとか、相談できたりというふうな、何か場づくりみたいなものがあると、また、面白い相互作用が生まれるのかなと思いました。

もう一つは、先ほど白石議員もおっしゃったように、国から地方への分権と言っても、 地方のレベルがものすごく多層だと思うので、国の府省と話し合って、都道府県に下り るという要望もあれば、拝見しておりますと、都道府県から中核市等が欲しいと言って いる事例もあれば、市から町村が欲しいと言っているような、いろんな多層な分権の要 求というのがあるのだなと思いましたので、そういうものの調整というのは、恐らく1 回目のノウハウがあるのだと思うのですが、国の府省がいいと言っても、都道府県はそ うではないというふうなことがないように、恐らく調整されているのだと思うのですけ れども、今年もまた大変な作業ですが、どうぞ、よろしくお願いします。

(神野座長) よろしいですか。まだ必要であれば、十分時間はございます。 市川議員、何かございますか。

(市川議員) いろいろと御説明、御意見をお聞きして、もう少ししっかりと、私も過去の経緯も含めて整理して、議論をさせていただきたいと思いますけれども、今、これを拝見しまして、やはり、相当多様性があって、いろんな切り口がありますので、どの視点で物事を議論するかというところをある程度固める、あるいは議論を育てていく必要

があるかなと感じています。

それとともに、やはり、これだけの件数がありますので、ある程度スピード感といいますか、我々からすれば、やはりスピードは1つの付加価値でもありますので、決めるものは早く決めて、そして、もっと多くの案件を議論できるようにすべきと思います。1つのモデルケースができると、それに合わせて、ある程度カテゴリーを分けるようなこともできるかもしれませんので、そんな考え方も、今、これを拝見していて、数が多いものですから、そういう整理を含めて、もう少し私も具体例を勉強して議論させていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

(神野座長) ありがとうございます。

大橋構成員、どうぞ。

(大橋構成員) 1つ興味を持ちましたのは、髙橋先生がおっしゃった共同提案というやり方です。それで、確かに共同で自治体の名前がたくさん出てきていただければ、地方にそれだけの利益があって、困っている方がいらっしゃるのだということであれば、それがバネになって、制度改革につながりますから、非常に議論しやすくなると思うのでやっていただきたい。それと、何か発掘をされる、先に走った自治体と、あと、ここに載ったプラットフォームを見て、そういうことだったらうちもということで手を挙げてもらう、何か相乗り手続みたいなものを入れていただいて、それに関心を持っていただけるということが、ほかの自治体も政策を考えようという意欲になります。それで、晴れて制度になったときには、みんながそれを使うという意味で、法律の執行の度合いが上がるという点でも、非常にいいプロセスではないかと思いますので、共同提案というところを広げて、いつでもウェルカム状態にしておくというようなところは、柔軟にやっていただけるといいかなと思いました。

あと1点、これは、私が誤解しているのかもしれませんけれども、都道府県と市町村の調整ということをしっかりやってくださいというお話がありました。確かに、国と自治体が対立する場面だと、非常に分かりやすいのです。

しかし、私は、前に国地方係争処理委員会というのをやっていましたときには、国と地方との対立として今、案件はほとんど上がってこないのです。他方で10年たって、ずっと使われていなかった自治紛争処理委員制度という、都道府県と市町村との紛争がここに来て出てきて、昔だったら、県は親も同じと考えていたものも、最近は、そこでも利害関係があれば闘うというか、利害をもって対話すると、そういうことが出てきているのです。恐らく、もう少し進むと、都道府県の利害と市町村の利害が違うということがあって、だけれども、市町村としてはこういう利害があるから、市民のためにはこれは私たちの所にあるのが最適の権限配置だと、そういう議論があると思うのです。だから、そういう調整を、今年どうこうということでは全然ないのですけれども、それを少しそちらで調整してくださいという形でやるのか、それとも、この委員会で1回受け止

めて、両方の側から意見を言っていただいて、先に進めるというようなことをやるかというところは、もう少し行くと、その問題が大きく出てくるのかなという印象を持ちましたので、感想ですけれども。

(神野座長) ありがとうございます。

では、野口構成員。

(野口構成員) まず、今日、この場に参加をさせていただいて大変良かったと思っております。分権を熱く進めていくという、この流れが非常にホットなものであるということを実感できたと思っております。

それと、同時に先生方からは、いろいろと厳しい御意見も含めてあったと思うのですけれども、重点項目の付加であったり、それから、先ほど髙橋先生が3点に絞って、地方自治体に向けてメッセージを投げられたかと思うのですけれども、私は新参者ではありますけれども、伺っていて感じたのは、通せるものは早く通して、分権に目に見える形でつなげていきたいという、非常に前向きな熱い方向なのだろうと。それに向けて自治体がやる気を出せば、きちんと目に見える形で変わっていくというのが、この場であろうかと思いますので、メルクマールの捉え方も切るというふうに捉えるのではなく、むしろそこに乗っていけば、実現に早くつながるのだよという、そういう前向きな指標であると捉えておりますので、部会員の一員として、その思いをきちんと受けとめて分権につなげていけるような議論を進めていかなければならないのだなというふうに気持ちを引き締めております。ありがとうございます。

(神野座長) ありがとうございます。

部会長、何かございましたら。

(髙橋部会長) 貴重な御指摘をたくさん頂きました。共同提案の御提案等についての御提言も大橋構成員からも頂きましたが、その辺、事務局ともよく相談しながら、より多くの御参加をいただけるような形を考えていきたいと思います。

全体として、今回、件数が前回よりも減ったということなのですが、私自身、去年極めて多くの案件が来て、これを大量に処理してしまったので、今年どうなるのかなということで、随分、心配に思っていた部分もありました。

ただ、事務局のおかげもございまして、かなり整理された上で300件余りの提案が出てきました。持続可能な制度を作り上げるという点では、2年目において、大きな基盤ができたのではないかと思います。

白石議員からも御指摘いただきましたが、これを実現させていくことが、裾野を広げ、いろいろな自治体から提案を出していただくということにもつながっていくと思います。是非そういう形で、中身が濃い提案が多いと思いますので、実現に向けて頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(神野座長) ありがとうございました。

平井議員、どうぞ。

(平井議員) 若干、県と市町村の連携とか、また、自治体双方の話合いというお話がありましたので、若干だけ補足をさせていただきたいと思います。

今、大橋構成員の方からお話がございましたことは、去年の農地の問題が顕著でございまして、これは、実は、今だから申しますけれども、全国知事会の知事の中には、やはり市町村に権限が行くのはいかがなものかというような知事は少なくない規模でいました。しかし、県と市長会、それから町村会、三者でプラットフォームを作りまして、詳細な話合いを重ね、それぞれの総会にも何度もかけて、それで最終的な結論までもっていったわけです。

それを作り上げていただいたのは、まさに、平副大臣あるいは伊藤補佐官を初め、政務の方々にも御協力いただきながら大事業がやってのけられたということでありまして、決してできないことではございません。ですから、もちろん、事の軽重はありますので、大きな課題については、そうやって調整を図っていくことを、今年もやっていくよう呼びかけさせていただきたいと思います。

また、共同提案は、髙橋部会長からもお話があり、相次いで、今、御意見がございました。これは、また、私ども知事会でも持ち帰りまして、関係方面に投げかけさせていただきたいと思いますし、支障事例をもって具体的に出せば、上に上がり得るということで、野口構成員からもエールを送っていただきましたので、そうしたことも、我々としても広報してまいりたいと思います。

また、谷口議員の方からお話がございましたけれども、自治体双方の話合いがあってもいいのではないかということもございました。実は、こうやって出している過程で局面が変わってきていることもあります。

関西広域連合については、1件を除いて、今回、重点事項から外れている格好になっていますけれども、実は奈良県知事が、この6月県議会で、奈良県は加盟するという方針を所信表明で表明をされ、それで議会でも、今、議論がございますが、共産党以外は 賛意を示しています。

ですから、そういう受け皿団体として、権限移譲を受けられないではないかという、いろんな省庁の指摘は当たらない状況になってきているわけです。自治体相互で、こういうふうに努力をしまして、環境づくりをやっていますので、その辺も、今後審議の進展の過程で評価をしていただくようお願いを申し上げたいと思います。

(神野座長) ありがとうございます。ほかにいかがでございますしょうか。よろしいですか、どうぞ。

(満田次長) 事務方から1つ、先ほど、白石議員から団体数がまだ少ないというお話があったのですが、2点だけ補足させていただくと、まだ、大きい中核市クラスでも、2か年でどっちか1回だけでも提案を出されたという所は、とても半分には、まだいかないです。

ですから、県と指定都市で、この2年進んだことは事実なのですけれども、去年も提

案は全部読みましたし、今年は当然、事前相談の段階から全部拝見して、お伺いしてみて、この団体は初めてで、ここまですごく、きちんと詰めた形で彗星のごとく出てこられたなという市がありました。ですから、どんどん広がっていくだろうと思いますし、担当の方も、こういうふうに考えて、こういうことをやっていけば、こういう提案は、国で議論してもらえるのだというのが、少しずつ広がっていった感じは、私は持っておりました。

加えて、これは、国会でも御指摘を頂いたのですけれども、今までの分権がまちづくりにどう活きたかという成果を少しずつ、もっとよくお示ししようと思っています。

なぜなら、今、係長さんたちは、場合によると、平成11年の地方分権一括法よりも後に採用されています。ですから、その昔、こんなではなかったということは、全く授業でしか習っていらっしゃらない方に、徐々に、徐々になりつつあるわけでございまして、そういう意味でも、昔は違って、そういうことが分権の時代になって、できるようになって、今、当たり前だと思っているけれども、こういうことがあったのだということを含めて、都道府県・市町村の職員の方にも御理解いただくように努めていかなければいけないと、このように思っておりますので、是非よろしくお願いしたいと思います。

(神野座長) どうぞ。

(平副大臣) ちょっと私からも3件。交渉力というのはすごく大事だと思っていて、まず、1つは案件の数は減りましたけれども、事務方には、ちゃんと事前審査をしろと言いました。去年、数が多かったのだけれども、交渉する側も、これはちょっとどうかなみたいなものを、そのまま投げてしまったら、投げられた役所も本気にならないというのがあるので、これは間違いなく分権をすべきだと言えるよう審査をしろという指示をしていますので、数は減りましたけれども、クオリティは上がったと思います。

2つ目は、共同提案のお話がありましたけれども、やはり、後からでもどんどん乗ってきていただければ、それは、やはりパワーになりますので、ちょっとそういう仕組みを事務方の方で考えていただきたいと思います。

3つ目は、これは、件数というわけではないですけれども、やはり、役所別の表を出してもらって、特区をやっていてもわかるのですが、熱心な所とそうではない所、協力的な所とそうではない所があったりします。ですから、それを見える化することが、相手に対するプレッシャーにもなるので、1枚紙で、そういうような見方ができるものを作ってください。

(神野座長) ありがとうございました。

議員の皆さん、それから、構成員の皆様方から、とりわけ本日の重要な議題であります、専門部会の方で議論をしていく重点事項について、生産的な御意見を頂戴いたしましたことを感謝申し上げる次第でございます。

ただいま、平副大臣から、この重点事項等々を含めた交渉について、より生産的にや るべく留意点を、3点ほど御指摘を頂戴いたしました。 それで、議論全般を伺って、事務局の方から御説明いただいた資料3及び資料4に基づいて重点事項を整理しながら専門部会をキックオフしていくということについては、 ほぼ了解を頂いたのではないか、つまりスタートさせていただいていいのではないかと 考えております。

もちろん、平井議員から繰り返し柔軟に、柔軟にという御指摘を頂戴いたしましたので、この点については、重く受けとめて、とりあえず、この方針に基づいて柔軟性を考慮しつつ運営していった上でもって、重点事項についてローリングしていく必要があれば、そのときに見直しをするという了解を頂いた上でもって、今日、御説明いただいた重点事項に基づいた提案募集検討部会の運営をさせていただくということでよろしいでしょうかね。御了解いただいたということにさせていただければと思います。

それから、平井議員から御説明いただきましたハローワークの特区等々の問題でございますが、この点についても、手順を整理して、それから、これまでの取組の成果、課題を検証しながら見直しの方向について議論を進めていきたいと考えております。

地方自治体による職業紹介のメリットとして、生活保護の受給者、障害者、それから 一人親家庭等々に対するきめ細かな支援等々と結びつけながら可能になるという点が 挙げられるのではないかと思っておりますので、全国知事会のみならず、全国市長会、 全国町村会も一体となった御議論を頂戴できればと考えております。それで、より実り 多い成果につながることを期待したいと考えております。

一応、以上をもちまして、今日の議題については、大きな方向性を御了解していただいたということで閉めさせていただきますが、最後に、石破大臣、わざわざお忙しい中を御出席いただいておりますので、お言葉を頂戴できればと思います。

(報道関係者入室)

(石破大臣) すみません、もう6時半を回りました。遅い時間に申し訳ございません。本日は、臨時閣議等々ございまして、参りますのが遅くなりましたが、どうぞ御容赦をいただきたいと思います。

皆様に御議論を重ねていただきました結果として、長年、地方からの実現要望が非常に強かった農地転用許可権限の移譲等を盛り込みました、第5次地方分権一括法につきましては、6月19日に成立し、26日公布ということに相成りました。

これにつきましては、地方六団体からも地方の提案を実現した意義深いものであり、 地方分権改革を新しいステージへと押し上げるものであるという珍しく御評価をいた だいたりなどいたしましたが、今後適切に施行するために万全を期したいと考えており ます。

この農地転用許可制度の見直しは、国会でも累次答弁をいたしたものでありますが、 規制緩和ではございません。地方分権と農地の確保の両立を図るというのを企図いたし ておるものでございます。権限移譲に当たりましては、転用許可等に係る事例集の作成、 職員に対する研修の充実など、国としても必要な支援を行いたいと思っております。 これは、言うほど簡単なお話ではございませんので、私どもとしても農水省とよく連携をしながら、実を挙げなければなりません。適正な運用を図っていただきたいと言えば、簡単なことでございますが、自治体におかれましては、是非とも趣旨御理解の上、国と共同で、この分権の実が挙がるようにお願いいたしたいと存じます。

平成27年の提案募集では、地方から334件の御提案をいただいております。都道府県関係の御提案が3分の2、市町村関係の御提案が3分の1ということに大筋なっているものでございます。

本年は、地方創生の取組が本格化をするわけでありまして、地方創生に資する提案も 多いわけでありますが、このような御提案につきましては、地方創生の観点からも重点 的に御議論いただき、実現を目指したいと思っているところでございます。

もちろん、平井議員からお話がありましたように、別にこれに限るというつもりはご ざいませんで、柔軟に対応したいと考えております。

特に、提案募集検討専門部会の皆様方におかれましては、関係府省からの集中ヒアリングなど、時間的にも内容的にも大変な御労苦をおかけいたしますが、引き続きお力を 賜りたいと存じます。

また、ハローワークにつきましては、長年の懸案であります。ILOとの関係というのも整理をしなければなりませんが、本日、平井議員から知事会としての御報告を賜ったというふうに承知をいたしております。

それも踏まえまして、今後、地方分権改革有識者会議におきましても、これまでの取組の成果と課題の検証を行い、見直しの方向性について議論を進めていただきたいと考えておるところでございます。

地方分権は、これから先も思い切って進めなければいけませんが、要するに、分権をして、何がどうなるのだということが見えませんと、何か分権という言葉だけが先走りをすることになりかねません。分権をして、人々の暮らしがどのように良くなるのかということをきちんと明確にしながら、私どもといたしましても、できません、できませんということではなくて、前向きに事柄を捉えて、人々の暮らしがより良くなるように努めてまいりたいと、かように考えておる次第でございます。

本日は、遅くまで誠にありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

大臣には、大変御多用のみぎり、御臨席いただきましたこと、重ねて感謝申し上げる 次第でございます。

日が長くなっているときにもかかわらず、夜のとばりが降りるまで御熱心に御討議いただきましたことを深く御礼を申し上げる次第でございます。

どうもありがとうございました。

以上